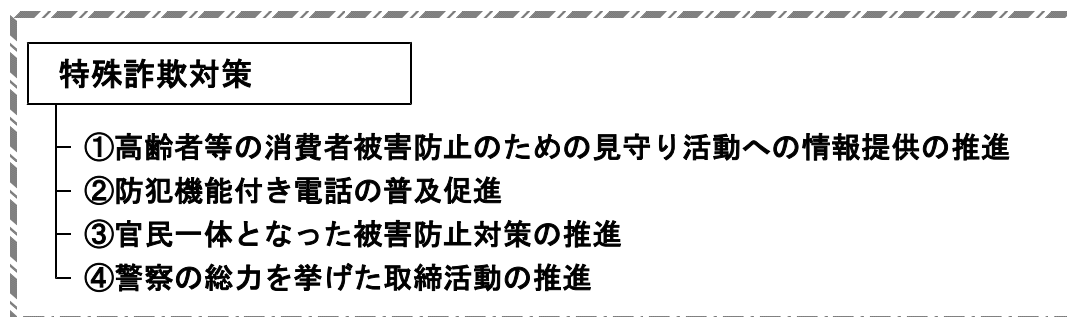


方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において 県民を守る

～県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する～

推進項目11 特殊詐欺対策

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動への情報提供の推進

特殊詐欺の被害者の大半は高齢者であり、その被害防止のためには、高齢者等へのよりきめ細やかな情報提供が必要です。

よって、県警察では、高齢者等の消費者被害防止等のために設置される「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」において、特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止に資する情報提供や情報交換を積極的に行います。

【担当課：警察本部生活安全企画課、
消費・生活安全課、安全・安心まちづくり推進課】

(2) 防犯機能付き電話の普及促進

特殊詐欺被害は、そのほとんどが犯人から自宅の固定電話にかかってくる電話が発端となっていることから、被害者への犯行電話を物理的に遮断することが有効です。不審な電話番号からの着信をブロックする上で効果が認められる迷惑電話防止機能を有する防犯機能付き電話の普及に向けた県民への周知と市町村への働きかけを継続して行います。

【担当課：警察本部生活安全企画課、
消費・生活安全課、安全・安心まちづくり推進課】

(3) 官民一体となった被害防止対策の推進

ア 効果的な被害防止活動の推進

特殊詐欺の手口等をより多くの県民に知ってもらい、犯人から電話がかかってきた時に不審点に気付いてもらえるよう、テレビや新聞をはじめ、あらゆる広報媒体を活用して、特殊詐欺の手口や被害に遭わないための注意点等をより多くの県民に周知します。特に、主な被害者層である高齢者への対策として、年金支給日に合わせた金融機関等における広報啓発及び警戒活動を継続実施するほか、高齢者世帯へ訪問するなど、県警察や県と民生委員とが協働して、真に防犯情報が必要な方へ速やかに届けることができる環境を構築します。

また、消費生活センターにおいては、消費生活相談の対応を行っているところ、消費生活相談の中には、これらの特殊詐欺など、犯罪につながるようなケースの相談も存在しています。このような事案については、消費生活相談員が相談者に適切な助言を行うとともに、警察への連絡を促すなど、犯罪の未然防止に努めます。

【担当課：警察本部生活安全企画課、消費・生活安全課】

イ 関係事業者等と協働した被害防止対策の推進

被害に係る現金の多くが金融機関窓口やスーパー、コンビニエンスストア等のATMを利用して出金又は送金されていることから、金融機関職員や店舗従業員等による顧客への声掛けは、被害防止に極めて重要です。県警察では、声掛けをする際に顧客に示す「特殊詐欺対策チェック表」の提供や金融機関に対する体験型講習会、協働で行う訓練等により、声掛けを促進します。また、高齢者から高額出金の依頼があった際に、声掛けをした上で被害の疑いがある場合は全件110番通報するよう要請しています。

このことは、現金送付型事案についても同様であり、郵便局、宅配業者、コンビニエンスストア等に対しては、被害金が入っていると疑われる荷物の送付依頼を受けた場合、「郵送や宅配で現金を送金できない」等の顧客への声掛けと警察への通報を要請しています。

【担当課：警察本部生活安全企画課】

(4) 警察の総力を挙げた取締活動の推進

ア 予防と検挙のための分析の高度化

特殊詐欺に係る犯行グループの組織実態は必ずしも明らかではありません。しかしながら、犯行グループ中枢被疑者の検挙や犯行拠点の摘発によって、その犯行を止めなければ、県民の大切な財産が犯行グループに渡ることになってしまいます。

特殊詐欺対策を進めるに当たっては、捜査の結果判明した情報等を活用した高度な分析が欠かせないことから、犯行手口や被害金の交付方法等、発生状況を体系的に分類し、奈良県下における特殊詐欺の発生頻度・場所等あらゆる情報を集約させ、特殊詐欺の現状把握、被害防止対策、検挙対策等に資することを目的とし、分析の高度化を図ります。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、生活安全企画課、捜査支援分析課】

イ 特殊詐欺捜査部門の移管による犯行グループの壊滅に向けた取組の推進

平成31年度に、警察本部捜査第二課に特殊詐欺事件捜査の中心的な役割を担う部署である「特殊詐欺捜査室」を新設し、これにより、特殊詐欺事件の末端被疑者である「出し子」や「受け子」の特徴及びその手口を緻密に分析し、「だまされた振り作戦」やこれらの者の犯行前後における検挙をしてきました。

しかしながら、近年、特殊詐欺事件に暴力団や準暴力団等が深く関与している実態がみられることから、特殊詐欺事件捜査と事件に関与する犯行グループ等への対策を一元的に行い、これら特殊詐欺犯行グループの壊滅に向けた取組を一層推進するため、令和4年度から、捜査第二課主管であった特殊詐欺捜査室を組織犯罪対策課へ移管します。

引き続き、「受け子」等の徹底的な検挙及び組織犯罪処罰法を適用しての犯罪収益の剥奪、更にはこれら犯行グループ中枢被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査等により、犯行グループの壊滅に向けた取組を推進するとともに、犯行グループが指定暴力団であった場合は、被害者の被害回復に資するため、暴力団対策法に基づく代表者等に対する損害賠償請求訴訟に関して、積極的な支援を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

ウ 特殊詐欺を助長する犯罪の検挙及び犯行ツール対策の徹底

特殊詐欺においては、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座が使用されていることから、預貯金口座の売買等、特殊詐欺を助長する犯罪について検挙を徹底します。

また、レンタル携帯電話や私設私書箱等といった特殊詐欺に使用される犯行ツールの無力化は、犯行グループそのものの無力化につながるものであるため、被害届の受理時に限らず、身に覚えの無い不審な電話に関する相談等を受けた場合にも、関係機関・団体の協力の下、迅速・確実な犯行ツール対策を徹底します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

エ 変化する特殊詐欺情勢への迅速・的確な対処

特殊詐欺の手口は、社会情勢や取締り情勢に応じて変化するとともに、多様化・巧妙化を続けています。これまで、官民一体となった対策を講じてきましたが、いまだ被害の撲滅には至っておらず、今後、新たな手口の発生も懸念されるところです。こうした状況に迅速・的確に対処するため、引き続き、特殊詐欺の情勢に応じた被害防止対策・取締りを推進するとともに、必要な体制・装備資機材の整備を促進する必要があります。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

コラム

《防犯機能付き電話》

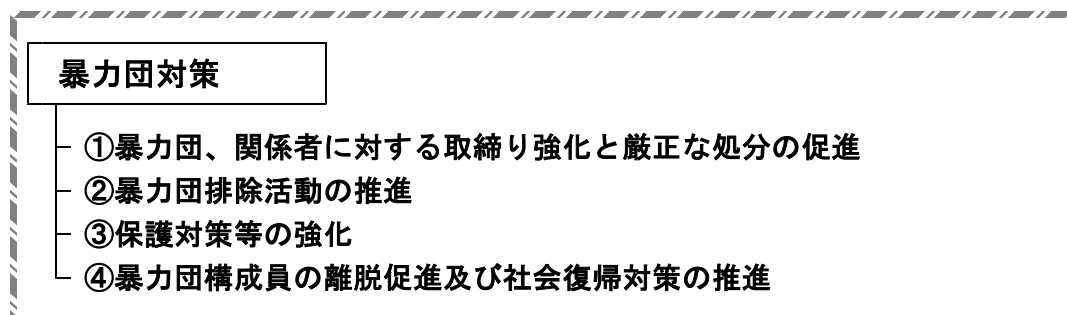
特殊詐欺や悪質商法等については、そのほとんどが自宅の固定電話に電話がかかってくることから始まっています。それら犯罪を未然防止するための機能が備えつけられた電話のことを防犯機能付き電話と言います。

具体的な機能としては、着信前に「録音されます」等のメッセージを流すと言った『着信前警告』や通話内容を録音し、後から聞きなおすことができる『自動通話録音』、「非通知」からの電話を拒否する『着信拒否』などがあります。

なお、全国防犯協会連合会のホームページでは、同会が審査した「優良防犯電話推奨品目録」が公開されています。

推進項目12 暴力団対策

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 暴力団、関係者に対する取締り強化と厳正な処分の促進

凶悪な犯罪を敢行し、資金獲得活動を巧妙化させる暴力団に対する取締りを強化するため、捜査用資機材の整備を図り、関係機関との情報共有を行い、組織を挙げて暴力団等が関与するあらゆる不法行為の追及及び検挙を徹底し、暴力団の壊滅を目指します。共生者については、暴力団を利用する行為や暴力団への利益供与を防止するための施策等を推進し、その存在の解消を図ります。

また、暴力団対策法により、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して行う暴力的要求行為（27類型）が禁止されています。公安委員会は、これら行為に違反した指定暴力団員等に対し、中止命令等の発出権限を有しており、暴力団対策法を効果的に運用し、厳正な処分を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

(2) 暴力団排除活動の推進

ア 広報啓発活動

奈良県暴力団追放県民センター（暴追センター）では、暴力追放相談委員による暴力団からの被害や困り事、暴力団等による反社会的行為に対する無料相談窓口を設置するほか、出張無料相談所を開設し、地域住民の相談に応じます。

また、関係機関等と連携し、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団排除気運の高揚のため、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、機関誌・小冊子等の発行、暴力団の不当要求の手口等を紹介したDVDの無料貸出し、ホームページ、テレビCMや広報看板等を活用した広報啓発活動を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

イ 公の施設からの暴力団排除活動

暴力団による公の施設の使用や管理運営は、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなり得ることから、県と県警察との間で締結した「公の施設の使用からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年6月）に基づき、体育館や公民館等の使用を禁止するとともに、「指定管理者による公の施設の管理運営への暴力団等の介入の排除に関する合意書」（平成18年3月）に基づき、公の施設の管理運営についても排除を推進します。

また、市町村が管理する公の施設からの暴力団排除を推進するため、全ての市町村における公の施設の利用に関する条例において、暴力団排除条項を盛り込むよう働き掛けます。

【担当課：県知事部局、県教育委員会、警察本部組織犯罪対策課】

ウ 公共事業等からの暴力団排除活動

暴力団の公共工事への介入を防ぐため、県と県警察が連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項を盛り込むほか、受注業者に対し暴力団員等による不当介入がなされた場合、警察への通報を義務付けるなどの取組を推進します。

同じく市町村が行う公共工事からも暴力団を排除するため、警察署からの働き掛けを継続し、暴力団排除条項の整備等を推進します。

また、暴力団等が不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員に対し行う違法又は不当な行為については「行政対象暴力」と捉え、事件化や暴力団対策法に基づく行政命令の措置を執ります。

さらに、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう、所要の指導・要請を行っていきます。

【担当課：県知事部局、警察本部組織犯罪対策課】

エ 生活保護・公営住宅からの暴力団排除活動

暴力団による生活保護費の不正受給事案に適切に対処するため、県では「暴力団員による生活保護等不正受給防止対策協議会」を設置し、市町村及び県警察等と連携を図り、生活保護からの暴力団排除を推進します。

また、県が供給している公共賃貸住宅への暴力団の入居を防止するため、県と県警察との間において「県営住宅からの暴力団員等排除に関する協定」を締結したほか、公営住宅を有する全ての市町村において、公営住宅管理条例等に暴力団排除条項が盛り込まれていることから、規定に基づく暴力団排除活動が円滑に行われるよう助言等の支援を推進します。

【担当課：地域福祉課、住まいまちづくり課、警察本部組織犯罪対策課】

オ 企業活動からの暴力団排除活動

企業にとって、暴力、威力、詐欺的手法により経済的利益を追求することを本質とする反社会的存在である暴力団等を社会から排除することは、社会的責任の観点から必要かつ重要なことです。

さらに暴力団は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものに乗っ取ろうとするなどして、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせることから、暴力団との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠なことです。こうした被害を回避するため、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を推進します。

また、暴力団等からの不当な要求に対して、事業者等が対抗するためには、暴力団等に適切に対応できる不当要求防止責任者を選任し、同責任者を中心に暴力団等からの不当な要求に対応していくことが大切です。

県警察では、弁護士会及び暴追センターと連携し、事業所を対象とした不当要求防止責任者講習を開催し、暴力団情勢、民事介入暴力や暴力団等からの不当な要求に対する実践的な対応要領等について講習を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

カ 地域社会からの暴力団排除活動

暴力団を壊滅するためには、警察の取締りなどにあわせて、県民一人一人が暴力団排除の意識を盛り上げる等暴力団との対決姿勢を堅持することが必要です。

住民に対する暴力団からの報復のリスクや、住民の心理的負担を軽減するため、暴追センターでは、暴追センターの名をもって暴力団事務所の使用差止請求を支援するほか、県警察では、暴追センター及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団対策法を効果的に活用しながら、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援や万一

被害を受けた場合の見舞金制度を構築するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めます。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

(3) 保護対策等の強化

暴力団排除等のための情報提供と保護対策の徹底は、暴力団排除活動の基盤となるものです。奈良県暴力団排除条例に基づき、暴力団との関係遮断を図ろうとする者に対して必要な情報の提供を行っています。

また、暴力団等による犯罪の被害者等保護対象者に対する危害を未然に防止するため、身辺警戒員をあらかじめ指定し、定期的な教育や訓練を実施するとともに、情勢に応じて警戒等の措置を執るなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいます。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

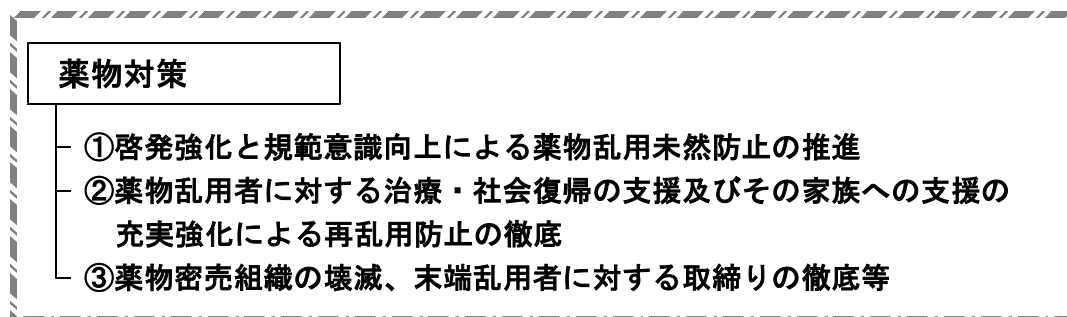
(4) 暴力団構成員の離脱促進及び社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅させるために構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要です。県警察では、「奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会」を設立し、県、矯正施設等の関係機関との連携やボランティアの活用等により、若者の暴力団への加入を防止するとともに、暴力団からの離脱を促進し、就労を支援するための取組を強化します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、外国人・人材活用推進室】

推進項目13 薬物対策

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

ア 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

薬物乱用を未然に防止するためには、少年のうちから薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持たせ、薬物乱用を根絶する規範意識を向上させることが重要です。学校における薬物乱用防止教室は、学校保健安全法に基づき策定する「学校保健計画」において位置付けられており、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、教育委員会、学校、県、警察が連携・調整の上、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校での開催にも努めます。その他、大学等の学生に対しても、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

イ 家庭や地域における薬物乱用の防止啓発

青少年による薬物乱用の未然防止には、地域社会において青少年に薬物乱用をさせない環境の整備が必要であり、その推進には家庭や地域における違法薬物根絶意識の醸成を図る必要があります。

県では、薬物乱用防止対策の一環として、その地域ごとの実情に応じた積極的な啓発活動が展開されるよう、薬物乱用防止指導員を委嘱し、その推進を図っています。同指導員が広報啓発活動を行うに際しては、各種啓発資機材を有効活用するほか、研修会を開催することにより、同指導員の資質向上を図ります。

また、青少年の保護者向けの啓発読本の作成・配布と、家庭における青少年に対する薬物乱用防止教育の充実を図ります。

地域社会や関係機関等と連携した街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、警察への通報等について協力の要請を継続します。

【担当課：薬務課、教育委員会保健体育課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

ウ 広報啓発活動の強化

薬物乱用の根絶を図るため、「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」、「麻薬、覚醒剤乱用防止運動」等の街頭キャンペーン等において、薬物乱用の有害性・危険性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を積極的に展開します。

また、薬物乱用の未然防止に向け、薬物の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図るため、各種イベント等において「薬物乱用防止広報車」を有効活用す

るなどして、あらゆる機会を捉えた広報啓発を行います。

【担当課：薬務課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

エ 多様化する乱用薬物に関する実態把握及び情報共有

危険ドラッグは、アロマ、お香、ハーブ等と称してインターネット等で販売されており、供給ルートの更なる潜在化が懸念されます。また、警察や関係機関による取締りの強化を受けて、規制対象から外れるよう化学構造を少し変えた薬物が次々と出現するほか、新たな代替薬物の乱用にも警戒する必要があるため、実態把握と関係機関・団体等との情報共有を推進します。

【担当課：薬務課、警察本部組織犯罪対策課】

(2) 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

ア 治療・回復プログラムの普及

精神保健福祉センター及び保健所等が連携して薬物依存症者及びその家族等からの相談に対応するほか、薬物依存症に対して効果があるとされる認知行動療法を活用した治療・回復プログラムを実施しています。

【担当課：疾病対策課】

イ 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

薬物の再乱用の防止には、薬物依存症の治療のみならず、社会復帰の支援を行う必要があるため、医療・保健・福祉・雇用等の関係機関と連携して薬物依存症者の社会復帰を支援します。

【担当課：疾病対策課、地域福祉課、警察本部組織犯罪対策課】

ウ 薬物乱用者及びその家族等への相談体制・支援の充実

薬物乱用者本人や薬物問題に悩む家族等が早期に相談できるようにするため、薬務課、保健所、覚醒剤110番等の相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化します。

薬物問題に悩む家族等に対する支援を行っている自助グループ等や関係機関との連携を強化します。

【担当課：薬務課、疾病対策課、警察本部組織犯罪対策課】

エ 薬物乱用少年の早期発見及び社会復帰への支援

街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用に繋がりがねない、深夜徘徊や素行不良者との交際をする少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、深夜帯の少年い集を発見した場合等における警察への通報等について協力要請を継続します。

関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努め、再乱用防止対策の充実強化を図ります。

【担当課：警察本部少年課、組織犯罪対策課、薬務課、疾病対策課】

(3) 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底等

ア 組織犯罪対策の推進

我が国においては、暴力団や外国人薬物密売組織が薬物密売の中核となっており、薬物対策の一環として、違法薬物の供給源となる密売組織に対する実態解明を推し進めるとともに、同組織の壊滅を目指すなど、違法薬物が入手し難い社会の実現のため取締りを徹底します。

また、不法就労や不法残留等の犯罪を犯した外国人が、外国人犯罪組織の一員となって薬物密売等を敢行することもあるため、外国人組織犯罪対策についても推進

します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

イ 犯罪収益対策の推進

薬物密売組織が蓄えた薬物犯罪収益等は新たな犯罪のための運転資金に充てられ、組織の維持・強化、組織的な犯罪の助長という結果につながっています。薬物密売組織を弱体化させ、壊滅に追い込むため、資金面から打撃を与えるという観点から犯罪収益対策を推進します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、捜査支援分析課】

ウ 巧妙化する密売方法への対応

薬物密売組織は、携帯電話やインターネットを利用して密売を行っており、密売方法は巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めています。こうした密売方法に対応するため、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等による薬物密売等に関する情報の把握、プロバイダ等との連携の強化、各種法令及び計画的整備による捜査用資機材等を活用した取締りの徹底を進めます。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、捜査支援分析課】

エ 末端乱用者に対する取締り等の徹底

薬物乱用防止のためには、薬物密売組織を壊滅させて供給を遮断するとともに、需要の根絶を図るため、末端乱用者に対する取締りを徹底します。また、末端乱用者の薬物への依存を絶たせるために、薬物乱用を拒絶する規範意識の形成が重要となることから、それに資する啓発活動を推進します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

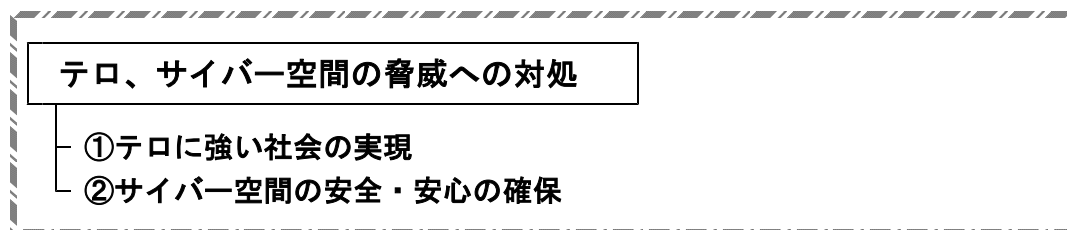
オ 正規流通への監督の徹底

正規に流通している薬物が不正に売買され、あるいは乱用者の手に渡ることを防ぐよう、医療機関等に対し、指導・監督の徹底を図り、不正流通の防止に努めます。

【担当課：薬務課】

推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処

1 基本方針



2 施策の展開

(1) テロに強い社会の実現

ア 官民一体となった対策の推進

(ア) テロ対策パートナーシップの構築

公共交通機関等の不特定多数の者が集まる施設や重要インフラ施設等を狙ったテロを未然に防止するためには、警察のみならず、県、市町村、消防等の行政機関、民間事業者、地域住民等との緊密な連携が不可欠です。官民一体となった横断的、恒常的なテロ対策に取り組む枠組みとして、平成28年4月に設立した「テロ対策・やまとまほろばネットワーク」を更に発展させるとともに、各市町村の自治会組織と連携した取組を推進し、テロに強い社会を実現します。

【担当課：警察本部警備第三課】

(イ) 爆発物の原料取扱事業者等に対する管理者対策等の推進

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対し、販売時の本人確認の徹底や盗難防止等の保管管理の強化を要請するほか、ロールプレイング型の訓練を通じて、不審な購入者に関する通報を促進するなどして、爆弾テロの未然防止を図ります。

また、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等を営む事業者に対しても、利用時の本人確認の徹底を促進し、利用者に不審な点を発見した場合の警察への速やかな通報について協力を求めるなどの対策を推進します。

【担当課：警察本部警備第三課】

イ 地域の実態把握と国際組織犯罪・国際テロ対策の推進

中長期的に在留する外国人が、言語や生活習慣の相違等により、地域の安全に関する情報を入手しがたいという状況が見られます。このような状況下では、外国人が犯罪や交通事故に巻き込まれるおそれがあるとともに、国際犯罪組織や国際テロ組織に利用されることが懸念されます。

外国人人材の受け入れが進む中、県内の企業において就労する外国人研修生等に対して、犯罪被害や交通事故等に遭わないための各種教室を開催するなど、県民同様に外国人の安全・安心の確保を図るとともに、不法就労や不法残留、国際組織犯罪の増加や国際テロにつながることはないよう、関係機関が連携して対策を講じます。

【担当課：警察本部警備第三課、組織犯罪対策課、国際課、外国人・人材活用推進室】

ウ 対処能力の向上等

警察では、テロが発生した場合に備え、銃器対策部隊、NBCテロ対策部隊等の各種部隊を設置し、その充実強化を図っています。また、有事の際に迅速的確な対処を可能とするため、関係機関と連携して、日々訓練を実施しています。

【担当課：警察本部警備第二課、警備第三課】

(2) サイバー空間の安全・安心の確保

ア 社会全体におけるセキュリティ意識の向上

サイバーセキュリティ月間（毎年2月1日～3月18日）を中心に「サイバーセキュリティ・カレッジinNARA」等のサイバーセキュリティに関する講演や広報啓発活動を行っています。

また、平成30年11月からは、県内の2団体（コンピューター専門学校及び高等専門学校）を「奈良県警察サイバー防犯サポーター」に委嘱し、警察と連携した広報啓発活動等を実施しています。

こうした活動を通して、セキュリティに関する基本的な知識を普及させ、社会全体におけるセキュリティ意識と情報リテラシーの向上を図ります。

【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課】

イ サイバー空間における脅威への対応

サイバー攻撃の標的となる重要インフラ事業者等が加盟する奈良県サイバーテロ対策連絡協議会において、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有を行います。

共同対処訓練の実施等によりサイバー攻撃事案等への対処体制を確立するほか、事案発生時には、関係機関が緊密に連携して迅速な初動対処、捜査、実態解明等を的確に実施します。

また、コンピュータ・ウイルスや不正アクセスへの対策を進めるほか、インターネット空間に蔓延する違法情報・有害情報に対しては、積極的な取締りやサイト管理者に対する削除依頼を実施するとともに、詐欺・悪質商法として県民から相談が寄せられることの多い偽サイト・詐欺サイト（ショッピングサイトで購入された商品を発送せず、代金をだまし取るサイト）については、アクセス時に警告画面を表示するようウイルス対策ソフト事業者に対する働きかけを実施します。

加えて、SNS等に起因した児童の犯罪被害を防止するため、児童・保護者・学校関係者等に対するペアレンタルコントロールの必要性等に関する広報啓発等を推進するとともに、SNS等を利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯の取締り及びSNS上における不適切な書き込みに対して、注意喚起に資するメッセージを投稿のうえ広報啓発用画像を貼付するなど、被害を未然に防止することに重点を置いた対策を推進します。

【担当課：警察本部警備第一課、サイバー犯罪対策課、少年課、情報管理課、デジタル戦略課】

ウ 堅牢な情報セキュリティの実現

県、市町村及び警察に対するサイバー犯罪・サイバー攻撃を未然防止し、又は発生しても被害を最小化するため、標的型メール攻撃対処訓練を実施し、日頃から情報セキュリティを意識し、正しい行動を習慣化できるよう、職員の情報セキュリティに関する意識の向上を図ります。

また、CSIRT*訓練の実施や外部機関が主催する演習への参加等により、情報セキュリティインシデントに対する対処能力の強化を図り、堅牢な情報セキュリティを実現します。

※ CSIRT

コンピューター・セキュリティ・インシデント・レスポンス・チームの略で、組織内における情報セキュリティの事案対処チームのことです。

県及び県警察では、CSIRTを設置し、各種システム等において情報セキュリティインシデントが発生した場合、迅速かつ的確な情報の集約・分析、被害拡大を防止するための措置等を実施することとしています。

【担当課：デジタル戦略課、警察本部情報管理課、サイバー犯罪対策課】

エ 産学官連携によるサイバーセキュリティ対策の推進

県警察・県では、県内企業のサイバーセキュリティ対策の強化に係る情報発信等の積極的支援を行うことを目的に、平成30年3月、県内経済中小企業関係団体との間で「サイバーセキュリティ対策に関する協定」を締結し、産業界との連携を強化しています。

また、県警察では、最新のサイバー犯罪・攻撃の手口や技術に関する理解を深めるため、平成29年7月から、大学教授や通信事業者役員といった有識者を「奈良県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー」に委嘱し、必要な助言や知識を得るなど、学術機関等との連携を強化しています。

あらゆる業種・業態の企業にデジタル化が広がる中、企業がサイバーセキュリティ対策に取り組むに当たっては、知見や人材等のリソース不足といった課題があるため、今後も産業界や学術機関との連携強化を図り、最新の知見を取り入れつつ、講演や広報啓発活動等の実施を通じてセキュリティ確保のためのフォローアップを図る等、時代の変化に即応したサイバーセキュリティ対策を推進します。

【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課、地域産業課、産業振興総合センター】

オ 警察の組織基盤の強化

(7) 人的基盤の強化

民間事業者の知見等も活用しつつ、採用、教養、キャリアパス管理等を戦略的に行い、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対処する捜査員及び情報技術の解析に従事する職員の能力の更なる向上を図ります。

【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課】

(イ) 物的基盤の強化

情報通信技術の高度化、多様なサービスの勃興、大容量化した電子機器の普及等を背景に、サイバー空間の脅威が複雑・巧妙化しており、その取締りや解析のための資機材の質的・量的充実が求められていることから、計画的な整備を推進します。

【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課】

